

2024年 月 日

## 陳情書

横浜市議会議長殿

陳情者 住所  
氏名 佐藤謙成

### 横浜市におけるヘイトスピーチ規制条例設置について

#### 陳情趣旨

横浜市全体における、外国人や特定の集団に対するヘイトスピーチを規制できるよう条例の設備をしていただけるよう陳情する。

#### 理由

近年の横浜市内における在日外国人は、年々増加しており次の理由から早期の整備が必要である。

- 横浜市は、日本国内において有数のグローバル社会であり、他市に比べても在日外国人の数が相対的に多い。(図1及び図2参照)
- ヘイトスピーチに該当すると考えられる言動が、依然として横浜市内では見られ、それに対する適切な対応がなされていない(参考資料1)。
- ヘイトスピーチに対する明確な規制を設けることで、横浜市がヘイトスピーチのない安全な街であると示すことができ、外国人にとっても特定の集団にとっても魅力的な移住地となることに貢献する。

## 陳情事項

1 横浜市におけるヘイトスピーチ根絶を明確化するために、ヘイトスピーチ規制条例を設けることを願います。

- 日本国憲法第 21 条第 1 項に該当する事を掲示するために、ヘイトスピーチの定義を明確化すること。
  - ヘイトスピーチを定義化する事が困難である。しかしながら、川崎市や大阪市では既に条例を施行している。
  - (大阪市におけるヘイトスピーチに対する定義)
    - 人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団 (以下「特定人等」という。) を社会から排除すること
    - 特定人等の権利又は自由を制限すること
    - 特定人等に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおること (当該目的が明らかに認められるものであること) (大阪市におけるヘイトスピーチに対する定義)
  - (川崎市におけるヘイトスピーチに対する定義) (追加資料 3)
    - 法律に定義された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」のうち、市内の公共の場所において、拡声機を用いる等の方法により、条例第 12 条各号に該当する内容のもの。<sup>1)</sup>

2 横浜市のヒアリング能力の更なる向上のために、各 NGO 団体と連携をとりつつ対応していくことを要請する。

- NGO・NPO 団体との協力体制の確立

適切なコミュニケーションを通じて、横浜市内における人権侵害の情報を取り入れることで政策の偏りをなくし「共生社会実現」が可能になる。

- 各 NPO・NGO 団体と連携による「デジタルリテラシー向上」

横浜市における、明確なデジタルリテラシーに関する市政がなされていないことに注目し、NGO・NPO 団体と協力し市内においてデジタル教室を行う

デジタルリテラシーの向上を図る事により、目に見えない所でのヘイトスピーチをなくす事に貢献できる。加えて、横浜市全体で ICT 能力の向上により人権侵害が起きてる状況の認知できる範囲を拡大して、抜本的なヘイトスピーチの解消に貢献する。

3 外国人に対する継続的な支援活動を要請する。

- 継続的な国際交流教室の運営。

横浜市における、国際交流教室の存在は近年重要性を増しており国際都市横浜市には必要不可欠な存在である。

- 各 NGO や NPO などの関係各所と連携を取りながら、就労前の支援だけではなくし就労後の支援活動を要請する。

---

<sup>1)</sup>何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機 (携帯用のものを含む。) を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

- (1) 本邦外出身者 (法第 2 条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。) をその居住する地域から退去させることを煽せん動し、又は告知するもの
- (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- (3) 本邦外出身者を人以外のものにととるなど、著しく侮辱するもの  
(勧告)

4 啓発活動等の「教育」・「援助」だけでなく、「社会的に非道徳的である」と明示する。

横浜市におけるヘイトスピーチ事案は、昨年だけでも多々発生している。その一部は、横浜市議選において発生した「選挙ヘイト」である。詳細は、中国から留学生として来日し日本国籍を取得した女性が国民民主党公認で立候補したところ、同じ選挙区の立候補者から選挙運動と称して出自などを理由に差別・中傷されたというものである。<sup>2</sup>このことから、「教育」・「援助」による政策だけでは根本的な解決には至らない。そのため、「教育刑論的罰則」を設けたヘイトスピーチ規制条例を設け社会的に明示する必要があると考える。

---

<sup>2</sup>出典：「神奈川新聞、横浜市議選で選挙ヘイト 法務副大臣「違法性否定されず。」より

(図1)

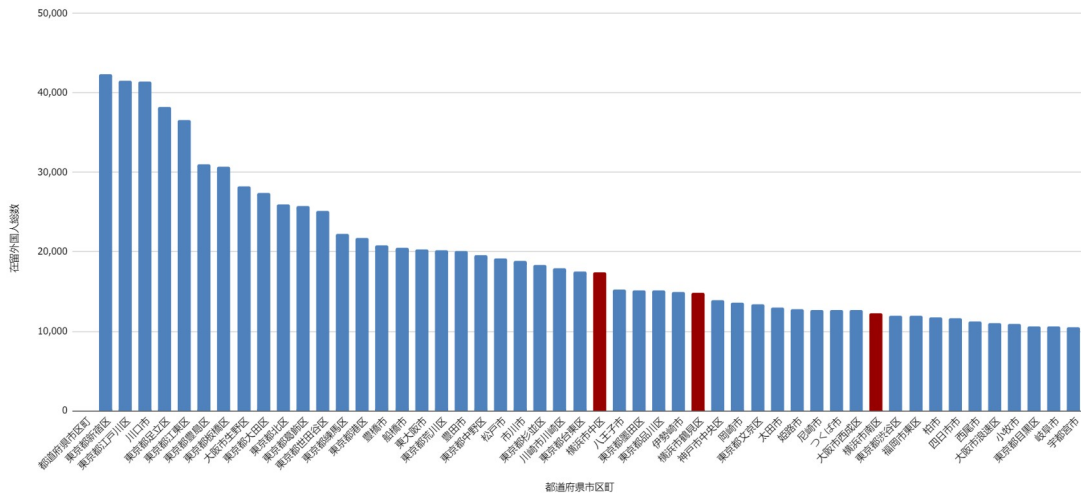
表4 令和4年中の人口動態 (日本人・外国人) (人)

	人口 増加数	人口 増加率(%)	社会動態				自然動態		
			社会増減	転入	転出	その他	自然増減	出生	死亡
総数	△ 2,434	△ 0.06	13,305	148,132	135,172	345	△ 15,739	23,785	39,524
日本人	△ 9,833	△ 0.27	6,322	124,671	120,826	2,477	△ 16,155	23,098	39,253
外国人	7,399	7.46	6,983	23,461	14,346	△ 2,132	416	687	271
鶴見区	542	4.05	451	3,132	2,335	△ 346	91	124	33
神奈川区	645	9.05	604	1,854	1,080	△ 170	41	64	23
西区	565	12.72	541	1,610	756	△ 313	24	33	9
中区	679	4.38	666	2,713	1,508	△ 539	13	67	54
南区	812	7.80	768	1,988	1,019	△ 201	44	72	28
港南区	273	9.35	259	577	295	△ 23	14	21	7
保土ヶ谷区	391	7.42	356	1,269	731	△ 182	35	45	10
旭区	253	7.85	244	746	452	△ 50	9	15	6
磯子区	423	8.47	403	1,012	571	△ 38	20	30	10
金沢区	7	0.21	2	930	910	△ 18	5	18	13
港北区	781	11.65	757	2,266	1,348	△ 161	24	42	18
緑区	410	9.54	394	1,012	625	7	16	28	12
青葉区	553	12.67	528	1,567	992	△ 47	25	33	8
都筑区	360	10.45	334	931	590	△ 7	26	32	6
戸塚区	261	6.08	250	850	537	△ 63	11	30	19
栄区	204	16.85	198	308	138	28	6	9	3
泉区	103	4.26	97	346	249	0	6	15	9
瀬谷区	137	7.00	131	350	210	△ 9	6	9	3
(参考)令和3年中 外国人	△ 2,652	△ 2.59	△ 3,166	12,631	12,865	△ 2,932	514	774	260

出典:「横浜市の人口-令和4年度中の人口動態と令和5年1月1日現在の年齢別人口-より」

(図2)

在留外国人統計総数上位100都市より50市抜粋



出典:「出入国管理庁,在留外国人統計,在日外国人総数上位100市区町より」

(資料I)

日本社会には、依然として差別的視点が無意識に介在している。それは、日本人は物事を二極化して考える傾向が強いからだ。その一極は、歴史的な事実の有無に関わらず存在する人種的優遇思想である。そしてこれは多方面に表れている。例えば、外国人労働者に対する労働環境の悪さなどだ。平成 31 年 3 月 28 日の法務省の調査によると、57 人（51 機関）が最低賃金違反をし、30 人（23 機関）がその他の人権侵害を犯している。その中でも、不当な外出制限などは深刻な事態であると考えられる。（資料 2 参照）

加えて、ドウドウ・ディエンの国連特別報告者による日本公式訪問報告書によると「関係する外国人コミュニティおよび日本の多くの人権 NGO の報告によれば、公的機関は、外国人嫌悪および外国人差別と闘うための適切な措置をとっていない。それどころか、そのような差別を助長する役割を果たしている。外国人に対する差別的な発言が、複数の公務員によってなされている。警察は、外国人を窃盗犯と同一視するポスターやチラシを配布している。外国人の追放を求める極右政治団体のポスターが容認されている。警察庁の記者発表は、外国人犯罪が悪化しているまたは広がっていると述べることにより、日本の治安問題は外国人に責任があるという誤った印象を広め、刑事犯罪における外国人の役割を誇張している。現実には、2003 年における外国人刑法犯の割合は 2.3 パーセント 12 に過ぎなかった。」これに加えて、「マイノリティが雇用、住宅、結婚、年金、保健、教育の分野で周辺化され、経済的・社会的に脆弱な状況のなかで生きているという事実である。日本社会を構成する他の人びととの比較で生じているこのような不平等には、緊急に対処することが求められる。」と述べられている。このことから、日本社会は人種的優遇思想が根付いており、この事を批判的再構築する必要があると考える。

最後に、現時点での横浜市が行うヘイトスピーチへの対応は「援助」にとどまっており、それだけでは根本的な解決には至らない。これは、日本政府がヒアリングをできていないという事にも結びつく。同じくドウドウ・ディエンの国連特別報告者による日本公式訪問報告書によると「ナショナル・マイノリティは国の機関で不可視の状態に置かれている。」と述べられている。このことは、横浜市においても該当すると考える。では、不可視の状態から援助をしてヘイトスピーチ等々の解決をする事ができるのだろうか。これらのことを踏まえて、各 NGO 団体等々と連携を取りながらヒアリングをして「ヘイトスピーチ規制条例」を設けることによる、顕在化している人種的優遇という主観的な社会を批判的再構築をする事は重要であると考えられる。

資料2

類型	件数	
① 最低賃金違反	57人	(51機関)
② 契約賃金違反	64人	(61機関)
③ 賃金からの不適当な控除	92人	(86機関)
④ 時間外労働等に対する割増賃金の不払	176人	(156機関)
⑤ 残業時間等不適正	223人	(189機関)
⑥ その他の人権侵害	30人	(23機関)
⑦ 書類不備 (重大)	222人	(195機関)
⑧ 書類不備 (軽微)	2,060人 (1,788機関)	
⑨ その他の不正行為等	29人	(25機関)

出典：「法務省,技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム,調査・検討結果報告書,本調査において新たに疑いを認めた不正行為等の種別及び件数より抜粋」

〔事案3 (不当な外出制限, 賃金台帳作成義務違反の疑い)〕

平成29年分の聴取票に係る失踪技能実習生Cは, 耕種農業の技能実習を行っていたところ, 夜間の外出及び寮での携帯電話使用を制限されていた上, 実習実施機関からタイムカードに基づいて給与計算をして請求するように指示されており, 実習実施機関はこれに基づいて給与を支払うのみで賃金台帳等の帳簿書類を作成していなかったという事案。

本件については, 上記⑥及び⑦の不正行為等の疑いが認められ

たことから, 地方入国管理局において, 労基法違反等の事実で, 労働基準監督機関に通報したほか, 外出制限等の事実で機構に情報提供をした。

出典：「法務省,技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム,調査・検討結果報告書,本調査において新たに疑いを認めた不正行為等の種別及び件数より抜粋」

(資料3)

川崎市における、「ヘイトスピーチに対する対策」について。

川崎市では、以前から国際化（グローバリズムへの順応）に対する先進的な取り組みがなされてきた。たとえば、1972年に市内在住外国人への医療保険の適応をし更にその三年後には児童手当及び入居資格の国籍条例を撤廃した。これらの事は、国に先駆けて行われており川崎市の取り組みは1979年の国際人権規約を批准したことに多く寄与していると考えられる。

川崎市では、他市に先駆けてヘイトスピーチに対する刑罰与えるというイニシアチブな条例が制定された。その是非については、本論で述べるつもりはないがこの条例を制定するという市策は多くの外国人にとって「理解されているという抱擁」を与えたと同時に市民・国民に対して「市民・非市民などの二極的視点の批判的再構築」がなされてきた。この意識改革の成功の一因として、「厳罰化」があると私は考える。実際にNHKの取材に対して川崎市の職員は「これまでのところ、対象となるような言動は確認されていない。」と述べられていることから、街頭などの空間的・領域的な範疇における抑制には成功したと言っても過言ではない。この厳罰化を楠本孝の「ヘイトスピーチを刑事規制する川崎市条例について」によると、「ヘイトスピーチ解消法は、ヘイトスピーチを解消すべきものとはしたが、「社会的に非難されるべき行為」であることを明示するには至らなかった。川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例のヘイトスピーチ規制は、ヘイトスピーチを刑事罰の対象とすることで、それが「社会的に非難されるべき行為」であることを明示した。ヘイトスピーチは「社会的に非難されるべき行為」であることを公的機関が繰り返し明示することによって、徐々に人々の規範意識に働きかけて、将来における類似行為の再発を防止することにこそ、刑事罰を用いる意義がある。」<sup>3</sup>と述べられている。しかしながら、川崎市ではヘイトスピーチ条例は段階式の刑罰方式により刑罰を定めている。その最終的な刑罰は「最高50万円の罰金」であり、これは応報刑論に準じた制度であることが考えられ、「多文化共生社会」に条約に違反した違反者をも最終的に一員として含むとしたならば、教育刑論的罰則の方が好ましいのではないかと考える。具体的には、アメリカなどに導入されている社会奉仕活動を罰則として違反者に対して設けるというものである。これは、日本でも一部「社会参加活動」として制度化されている。この「社会参加活動」において、レクリエーションや、様々な背景の人との対話を通じて価値観の認知を広げること。これらの事を実現するためにNPO・NGOと協力して一つの視点から集合を学ぶのではなく視点を柔軟に変化させながら学びながら、世間に対して「社会的に非難されるべき行為」であると明示化し、「市民・非市民に対する二極化的視点への批判的再構築」を違反者等々に対して教育刑論的アプローチによる罰則を設けることが最も効果的であると考えられる。

<sup>3</sup>三重短期大学法経科教授、楠本 考氏の「ヘイトスピーチを刑事規制する川崎市条例について」から抜粋

